

近年、全国的に社会問題となっている管理不全な空き家問題の解消に向けて、一般社団法人静岡県造園緑化協会と協定書を締結します。

静岡市住宅政策課
令和5年1月25日

【空家等対策に関する協定書】 相互の協力と連携による空き家対策の推進

静岡市

草木の伐採、剪定の専門家である協会との連携による空き家対策の推進

静岡市
造園緑化協会

管理不全な空き家相談で最も多い「草木の繁茂」に対応する、無料点検サービスの提供

【連携の役割】 協定書第3条

- (1) 所有者に対して、静岡市造園緑化協会を紹介
- (2) 静岡市造園緑化協会が行う管理不全な空き家解消に寄与する業務（草木の伐採等）の広報

- (1) 静岡市造園緑化協会会員の名簿の提供
- (2) 空き家の点検、草木の伐採等に関するサービスの提供
- (3) 市が行う空き家対策の情報発信支援

【連携した取り組み】

1 所有者へ造園緑化協会会員の名簿の提供

相談者へ空き家の草木の伐採、剪定の専門家を紹介

2 定期的な点検、草木の伐採等に関するサービスの提供

所有者が利用しやすい空き家の点検サービス

⇒ **管理不全の空き家の発生予防、市民が抱える空き家問題の早期解決に寄与する**

【参考】 市に寄せられる管理不全の空き家相談のうち、「草木の繁茂」に関するものが全体の7割を占める。道路上に繁茂したものは交通障害となり、隣地に繁茂したものは近隣トラブルとなる恐れがある。夏に急激に伸びるため、定期的な伐採や剪定が必要である。